

入 札 心 得

(趣 旨)

第1条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、別に備える設計図書、建設工事請負契約書（案）又は委託契約書（案）、この入札心得及び現場等を熟覧し、承知した上で入札しなければならない。

(入札保証金の納付)

第2条 入札参加者は、入札執行前に見積もった総額の100分の5に相当する入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを納めないことができる。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に、町を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保証保険契約書を町長に提出して確認を得たとき。
- (2) 入札参加者が過去2年間に、国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり、誠実に履行した実績を有する者で、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと町長が認めたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと町長が認めたとき。

2 落札者が正当な理由がなく、契約を締結しないときは、前項の規定により納めないこととした金額を納付しなければならない。

(入札の方法)

第3条 入札参加者は、入札書、工事内訳書等（以下「入札書等」という。）に所要事項を記入の上、これを入札日時までに入札場所に差し出さなければならない。

2 入札は、工事等の総額について見積もらなければならない。ただし、入札書等に記載する金額は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載し、かつ、箇所ごとに作成しなければならない。

3 入札書等は、書留郵便で差し出すことができる。この場合、入札参加者は、封筒の表面に「〇〇（工事・業務等名）入札書」と明記しなければならない。

4 入札参加者が前項の入札書等を、所定の入札日時までに差し出さないときは、当該入札への参加の意志がないものとする。

5 入札参加者が代理人をして入札させるときは、入札執行前に委任状を町長に提出して確認を受けなければならない。

6 入札参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

7 一度提出した入札書等は、書替え、引換え又は撤回することはできない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法

律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(工事費内訳書の提出)

第5条 工事費内訳書の積算価格(以下「内訳書価格」という。)と入札書の入札金額(以下「入札価格」という。)は原則として一致しなければならない。ただし、内訳書価格について、1万円未満の端数を切り捨てた金額を記載した当該入札書は、有効として扱うものとする。

2 積算価格の値引きは認めないこととする。

3 同条第1項の工事費内訳書は、次に掲げるいずれかの形式により作成しなければならない。

(1) 設計図書(いわゆる金抜き設計書)のうち工事費内訳書に単価、金額を記載したものの

(2) 前号と同等の項目が含まれる独自様式によるもの

4 一度提出された工事費内訳書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

5 工事費内訳書は、入札及び契約に関する設計図書ではないため、直ちに契約変更の対象とはならない。

(入札の辞退)

第6条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前には、入札辞退届を直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行なう。

(2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行なう。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けないものではない。

(経営事項審査結果通知書)

第7条 入札参加者は、当該入札に係る契約予定日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日の経営事項審査(以下「経審」という。)結果の通知を受けていなければならない。

2 入札参加者は、前項の経審結果の通知を受けていないときは、入札を辞退しなければならない。

3 第15条第1項ただし書きについては、第1項の契約予定日は、本契約予定日とする。

(入札の取りやめ等)

第8条 町長は、設計図書の表示誤りや不明確な指示などを発見した場合、当該発見時期が最終質問回答日以前であり、その修正が一定の要件に当てはまるときは、訂正後の設計図書を閲覧に付すとともに入札書等提出期限、開札日等について延期できるものとする。

る。

- 2 町長は、入札公告及び設計図書等の関係書類又は入札手続に不備があり、入札参加者の公正な入札が行われないと認められるときは、入札公告で示す入札手続等を取りやめるものとする
- 3 入札参加者が協定し、又は不穩の行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められるときは、町長は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめるものとする。

(入札の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札書等は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札書又は代理権の確認を受けていない代理人がした入札書等
- (2) 同一人が入札した2通以上の入札書等
- (3) 入札参加者が協定して入札した入札書等
- (4) 工事費内訳書を提出しない者が入札した入札書
- (5) 金額を訂正し、訂正印のない入札書等
- (6) 商号又は名称、押印のいずれかがない入札書等
- (7) 発注者名が記載されていないか誤っている入札書等
- (8) 金額の記入がない入札書等
- (9) 金額を訂正し、訂正印のない入札書等
- (10) 入札書の工事名・工事箇所のいずれかが入札通知書等と一致しない入札書等
- (11) 入札書の工事名・工事箇所のいずれかが記載されていない入札書等
- (12) 誤字・脱字等により意思表示が明確でない入札書等
- (13) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書等

(開札)

第10条 開札は、入札場所において、入札終了後直ちに、入札参加者の立会いにより行なうものとする。

(落札者及び落札価格の決定)

第11条 入札を行なった者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その者の入札価格が次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- (1) 最低制限価格を設けてある場合に、入札価格が最低制限価格未満であるとき。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。ただし、工事の請負契約に限る。
- (3) 落札者となるべき者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるとき。

- 2 前項第2号又は第3号に該当する入札を行った者は、町長の行う調査に協力しなければならない。
- 3 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。
- 4 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない当町の職員にくじを引かせるものとする。
- 5 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数のあるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

（再度入札）

第12条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに当初の入札をした者のうち現に開札場所にとどまっている者により再度の入札を行なうものとする。

- 2 前項により落札者が決定しないときは、入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者と随意契約を行なう。この場合の見積もり回数は2回を限度とする。

（入札保証金の処理）

第13条 入札保証金は、落札者が決定したとき直ちに、還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に振り替えることができるものとする。

（契約保証金の納付）

第14条 落札者は、契約締結前に次に掲げる保証を付さなければならない。ただし第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を町長に寄託しなければならない。

（1）契約保証金の納付

（2）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

（3）この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、町長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

（4）この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

（5）この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを納めないことができる。

（1）契約金額が50万円未満であり、かつ、契約者が契約を確実に履行するものと町長が認めたとき。

(2) 契約金額が 50 万円以上 500 万円未満の工事で、落札者が過去 2 年間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり、誠実に履行した実績を有する者で、かつ、その者が当該契約を確実に履行すると町長が認めたとき。

3 契約者が契約を履行しないときは、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

4 第 1 項の規定により、落札者が同項第 2 号及び第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号及び第 5 号に掲げる保証に付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(契約の締結)

第 15 条 落札者は、落札決定後 5 日以内に契約を締結しなければならない。ただし、予定価格が 5,000 万円以上の工事については、仮契約とする。

2 前項ただし書きの工事については、御代田町議会の議決を経た後に本契約を締結するものとする。

3 落札者は、契約の締結に当たって、消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を町長に提出しなければならない。ただし、届出書が既に提出されているため、必要がないと町長が認めたときは、この限りでない。

4 契約に要する経費は、契約者の負担とする。

(工事等の着手)

第 16 条 契約者は、本契約締結後 10 日以内に、工事等に着手しなければならない。

(技術者の配置等)

第 17 条 契約者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する技術者又は別に定める要件を満たす技術者を配置しなければならない。

2 契約者は、契約した工事に係る下請代金の額が建設業法第 3 条第 1 項第 2 号の政令で定める金額以上となる工事については、その下請けの状況を文書で町長に報告しなければならない。